

第2章

中国農村における集団所有資産の管理制度に関する論点整理

山田 七絵

要約：

本稿では中国農村の集団所有資産管理の効率性と利益分配の公平性という二点に着目しつつ、土地を中心とした集団所有資産の管理制度に関する先行研究レビューを行い、論点を整理した。第2節では、郷鎮（集団所有制）企業の成功要因と経営の効率性を向上させるための組織内部ガバナンスの仕組み、所有制度改革の流れについて、地域コミュニティとの関係に留意しつつレビューを行った。1990年代以降は所有制改革が実施され、集団所有制企業のプレゼンスが低下したことを統計からも確認した。

第3節では、集団所有資産からの利益分配を目的として導入され、近年農業産業化政策の推進や土地制度の規制緩和といった新しい政策的文脈のなかで広がりを見せる社区（土地）株式合作制に関する先行文献レビューを行い、その制度的特徴、効率性と公平性に関する論点整理を行った。同制度の効率性、利益分配の公平性に関する数少ない実証研究を紹介し、分析手法や制度の評価方法に関する問題点を指摘した。

キーワード：

中国農村、集団所有制、郷鎮企業、社区型（土地）株式合作制

1. はじめに

改革開放後の中国経済の制度的特徴の一つとして、社会主義的な所有制度がある。なかでも経済の基盤を成す生産要素である土地の所有制度は、国家所有権と集団所有権の二種類の所有権からなる公有制を採っており、前者は都市地域、後者は農村および都市郊外地域の土地について適用されている。農村地域の集団所有の主体は農村基層の集団（原語は「集体」）、具体的には郷鎮、行政村、村民小組とされる。符（2006: 99）によ

れば現在このような二種類の土地所有制度の並存、特に農村の集団所有制度は他の社会主義国家のなかでも特殊な制度である¹。

中国独特の所有制度と経済的効率性、利益分配の公平性という問題は、時期によってテーマを変えつつも常に中国内外の研究者の関心を集めてきた。集団所有制と経済発展や経済的効率性についていえば、最も広く知られているのは人民公社体制の解体後、1980年代に急速に発展した郷鎮企業と総称される農村の集団所有制企業に関する議論であろう。一方、経済発展が進んだ一部の地域では農村地域内部で増大した私有財産、集団所有財産の分配という新たな問題が生じた（加藤 1995: 234-237）。そこで集団所有制の前提は維持しつつ利益分配の公平性、透明性を確保するために、株式合作制等に代表される新しい経済制度が導入されている。2012年に広東省烏坎（ウーカン）村で発生した一連の紛争事件にみられるように近年各地で集団所有地をめぐる紛争が相次いでいるが、これは集団所有資産からの利益分配の公平性と透明性を担保することが中国社会の安定においてきわめて重要であることを示唆している²。

本稿では中国農村の集団所有資産管理の効率性と利益分配の公平性という二点に着目し、土地を中心とした集団所有資産の管理制度に関する先行研究レビューを行い、論点を整理する。第2節では、郷鎮（集団所有制）企業の成功要因と経営の効率性を向上させるための組織内部ガバナンスの仕組み、所有制度改革の流れについて、地域コミュニティとの関係に留意しつつ先行文献レビューを行う。第3節では、集団所有資産からの利益分配を目的として導入され、近年広がりを見せる「社区（土地）株式合作制」に関する先行文献レビューを行い、その制度的特徴、効率性と公平性に関する論点整理と問題点の指摘を行う。

2. 郷鎮（集団所有制）企業と地域コミュニティ

2.1 行政組織と制度

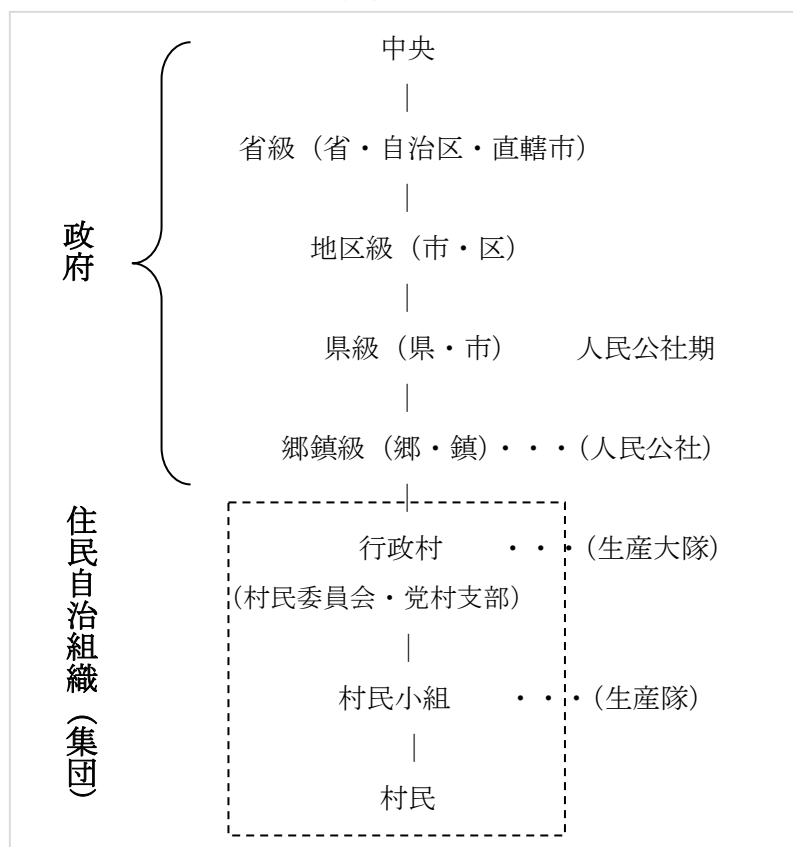
1980年代初頭の市場経済化後の中国の行政機構を、図1に示した。中央以下、省級、地区級、県級、郷鎮級までの5段階の政府があり、その下に住民自治組織である行政村

¹ 根拠法は、中国憲法第10条「都市部の土地は国家所有に属する。農村及び都市郊外区域の土地は、法律により国家所有に属すると定めるものを除いて、集団所有に属する」。「土地管理法」第2条では、「中華人民共和国は土地の公有制を実施する。すなわち、全民所有制と労働者集団所有制である」と定めている。中国と類似した土地所有制度をもつ社会主義国のベトナムでは農村の土地も国家所有と定められており、集団所有制は採用していない（Revallion and Walle 2008: 13）。

² この事件は、広東省陸豊市烏坎村で行政村リーダー一族が集団所有地を長期にわたり不正に運用し、利益を独占したことからの村民の不満が高まったことが発端であった。事件の詳しい経緯は任（2013）を参照のこと。

およびその補助組織の村民小組がおかれている³。人民公社期は現在の郷鎮政府レベルに人民公社、行政村レベルに生産大隊、村民小組レベルに生産隊が置かれていた。行政村以下を一般的に集団と呼び、農村の土地（農地、林地、荒地などを含む）や水利施設などの資源の所有主体とされている⁴。

図1 中国農村の行政機構



(出所) 山田 (2013)。

人民公社解体後、財政制度も大きく変化した。伝統的に中国では上級政府からの財政の再分配機能が弱く、分権的な財政制度のもと農村基層は正式な財政制度の枠外に置かれており、中央に上納する必要のない「予算外予算」と呼ばれる独自の財源で地域開発を行ってきた⁵。生産請負制導入後の郷鎮、行政村の収入源は、農家からの税金、各種分担金、郷鎮企業からの上納金であった。農家は農地の請負面積に応じて国に農業税等を納め、さらに行政村と郷鎮政府にそれぞれ村提留、統籌と呼ばれる様々な名目の分担

³ 行政村には行政の末端組織（党村支部）と住民自治組織（村民委員会）の2つの組織が設置されている。行政村幹部は3年に1度の住民選挙で選出される。

⁴ 第一次全国農業センサスによれば、農村の土地の所有主体は行政村と村民小組が約半数であり、どちらが所有主体となるかはそれぞれの地域の歴史的な経緯、自然集落の規模や形態によって異なる。

⁵ 地方政府の予算外資金と地域間経済格差の問題については、梶谷（2009）に詳しい。

金を支払っていた。1990年代半ば以降このような税や分担金による農民負担の増大が問題となり、税費改革が進められた結果、2005年までに段階的に全ての農業税、分担金が廃止された。税費改革によって行政村は徴税権を失い、収入源は幹部の給与や公共事業の費用として上級政府から支給される用途を限定した補助金（「専項補助」）、2007年に始まった村民の発意に基づく公共事業補助金の申請制度（「一事一議」）で得られる補助金以外は、ほぼ集団共有資産の経営から得られる収入のみとなった（山田 2012: 12）⁶。

行政村リーダーの位置づけについても若干言及しておきたい。行政村は政府と農村住民をつなぐ窓口となっており、行政（党）の最末端組織（党村支部）と住民自治組織（村民委員会）の二つの組織が設置されている。行政村リーダーは上級政府の指示に従いつつ、一方で集団所有資産をうまく運用し、3年に1度の選挙で選出されるために住民の支持を得ようとするインセンティブを持つ。

2.2 郷鎮企業の発展要因と所有制改革

2.2.1 発展要因と地域コミュニティ

一般に1980～90年代初頭の郷鎮企業の成功要因は、市場経済化による経済制度の規制緩和、豊富で安価な労働力、国内市場における商品需要の拡大、Oi (1992)の地方コーポラティズム論に代表されるように国家や地方政府の支援といった外部条件によって説明されている。

これらの要因に加え、郷鎮企業は一般的な所有理論の教えるところに反し、所有制が曖昧であるにもかかわらず急速な成長を成し得たという点からも、その発展メカニズムについて中国内外の多くの経済学者の耳目を集めた。この点について一部の研究者、例えば Pei(1998)は、郷鎮企業が農村集団を母体とするがゆえに、組織内部の管理において以下のような優位性を持っていた点を指摘する。すなわち、集団所有制下では集団と地域コミュニティの構成メンバーの範囲が一致していた。そのため、外形上は個人または経営者グループによる私的経営企業という組織形態を取りつつも、組織内部ではインフォーマルな顔見知り関係によって内部監視コスト、土地などの生産投入財および人材の調達などにかかるコストの削減が可能であったという。このような地域コミュニティとの関係の近さが、農村集団所有制企業の特徴の一つといえる。以下、Pei(1998)の議論を紹介したい。

従来の郷鎮企業に関する研究の多くは、国家や地方政府の役割などに注目していたが、Pei(1998: 111)はなぜ構成要員の共同が可能になるのか、という組織内部の仕組みの究明

⁶ 行政村は行政の下請機関かつ住民自治組織であるため、一人っ子政策の実施などの行政の下請業務、末端インフラの供給などの財源を自ら確保しなければならない。

のほうが重要であるとしたうえで、先行研究の批判的な検討を行いつつ、1980年代の郷鎮企業を成功させたコミュニティ内部の能力について分析している。研究対象となったのは、1980年代の中国の東南部の行政村、自然村レベルの集団所有制企業100社である⁷。

Peiは郷鎮企業研究の先行研究として、Oi(1992)とWeitzman and Xu(1994)を取り上げている。まず改革開放期の農村発展にかんする論客として広く知られているOi(1992)の議論については、国家—社会の二元論的な地方政府（県、郷鎮、行政村）コーポラティズム論であり、郷鎮企業そのものを研究対象にしておらず、基層組織内部の分析については基層幹部のインフォーマルな横のつながりへの言及にとどまっているという。次に、Weitzman and Xu(1994)が提示したパラドックス、すなわち伝統的な所有権理論では私有化したほうが組織のパフォーマンスは良くなるとされるにもかかわらず、所有制度が曖昧な郷鎮企業がなぜ成功したか、という議論を紹介している。私営企業と比較した郷鎮企業の制度的特徴は、①所有主体が曖昧、②余剰の受給者の不在、③財産の売却、譲渡、継承権等がないといった点である。PeiはWeitzman and Xu(1994)の議論の問題点として、郷鎮企業の集団所有制について、私有とは異なるにせよ所有権が設定されているにもかかわらず所有権が無いものと看做しており、集団の経営能力を文化等の無形の要素で説明しようとしている点にあると指摘している。

PeiはWade(1987)の協調行動（collective action）やコミュニティによる共有資源管理に関する分析枠組みを援用し、郷鎮企業内部の協調メカニズムを解明しようと試みる（Pei 1998: 114-117）。Wade(1987)は途上国の共有資源管理に関する既存の理論（囚人のジレンマ、Hardinのコモンズの悲劇等）を紹介しつつ、共有資源の劣化を防止するための手法と考えられている私有化や国家規制の代替案として、協調による資源管理が可能となるための条件を具体的に提示している。Peiはこれを中国の郷鎮企業にあてはめ、集団所有制を変えずとも、人々の協調行動を引き出すことによって私有化と同様の成長を達成したと評価する。

Peiが指摘した、郷鎮企業が人々の協調を引き出し得た要素は以下の通りである。まず、郷鎮企業が村民を参加させるための条件として、集団資産の範囲が明確になり資産と構成メンバーの範囲が重なっていること（それによってメンバー間の相互監視が容易となり社会的規範が機能する）、村民が農業以上の収入を得られることがある。

次に、郷鎮企業が組織内部の協調行動を引き出すための要素として、低い情報コスト、信頼、協同精神、求心力を挙げている（Pei 1998: 117-120）。郷鎮企業は国営企業よりも管理者が少ないにもかかわらず、労働者がより勤勉であった。その原因は、企業労働者が顔見知り関係のコミュニティ成員でもあり、かつ地域によっては血族関係を持つとい

⁷ この論文は、Peiが国家計画委員会で政策担当者として勤務していた経験に基づいているという（Pei 1998: 112）。

う低い情報コスト、信頼の強さがあった。なお、計画経済時代に人民公社でこのメカニズムがうまく機能しなかった理由は、国がコミュニティの協調行動による利益を奪ったこと、基層がその利益を保護する力を持たなかったことである。

第三に、村リーダーの性格についても言及している (Pei 1998: 120-124)。中国では集団は行政単位であると同時に住民自治組織、企業体としての側面を持っており、村リーダーは行政執行者兼コミュニティの代表であるため、政府から給与を支給される政府幹部と異なり、政府から一定程度独立している。そのため、村リーダーは国、集団、私の三つの利益を代表して行動する。このような村幹部の行動ロジックは郷鎮企業の内部ガバナンスに正の効果をもつ一方、以下のような危険をはらんでいる (Pei 1998: 126-130)。まず、村幹部は行政村名義の固有資源の所有主体となっているため私的な利益を優先する機会主義に陥る可能性を持っている。集団所有制企業の代表者である村リーダーは自分で稼ぐ必要があるため、リーダー兼企業家 (cadre-entrepreneurs) としてふるまう。幹部の能力が高ければ、多少の流用を村民は黙認する傾向があった。

2.2.2 所有制改革

郷鎮企業は 1992 年の社会主義市場経済への移行決定以後、財産権の改革、法整備を通して現代的な企業への転換をめざす改革期に入った。1997 年以降はさらに所有制改革と私有化、民営化改革、株式制等の現代的企業制度の導入が推し進められたが、1990 年代後半以降の郷鎮企業は国有企業、さらなる市場経済化の進展に伴って参入してきた外資系企業や私営企業との競争の中で競争力を低下させていった (厳 2002: 120-122)。

一連の所有制改革によって郷鎮企業における財務体制の不健全、村幹部や血族による利益の独占などの問題の解決が目指されたが、これらの問題は改革解放後の農村の所有制における「集団所有と私的所有との境界を曖昧にした制度改革の不徹底さ」によって生み出されたものであり、「私有財産の拡大それ自体が新たな制度的枠組みを必要としてい (加藤 1995: 238)」た。そこで、農村集団所有制をめぐる諸問題を解決するために 1987 年に国務院は農村改革実験区を設置し、なかでも安徽省阜陽県、浙江省温州、山東省淄博市周村区に株式合作制 (原語は「股份合作制」) を導入し、郷鎮企業の所有制改革の柱とした (韓 2002: 59)。

株式合作制とは、株式 (「股份」) 企業と協同組合制 (「合作制」) の制度的特徴を折衷した企業形態である (韓 2002: 59)。株式合作制は本来 1982 年に山東省周村区で資金調達を目的として自発的に生み出されのちに制度化された企業制度であるが (加藤 1995: 239)、当時の時代的な要請から「合作制」という社会主義的イデオロギーを意識した名称となった (韓 2002: 59)。なお、ここでいう郷鎮企業の所有制改革を目的として導入された企業型株式合作制と、後述する社区 (土地) 株式合作制は出自、内容が異なるため区別が必要である。

ここで『郷鎮企業年鑑』を使い、改革期以降の郷鎮企業の企業形態の内訳の変化を追ってみたい。なお、株式合作制を導入している組織のうち、企業登録を行っているものについては公式統計で把握可能であるが、そのなかから厳密に導入の経緯を分類することは困難であり、総量的な把握は困難であることを断っておく。

1994～2011年期間の郷鎮企業における各種企業形態の位置づけ（企業数、従業員数）を示したものが、表1である。1994年当時主要な企業形態の一つであった郷村集団企業は、企業数で郷鎮企業全体の8.8%、従業員数で52.1%と過半数を占めていたが、上述の民営化改革により一部は株式合作企業へと移行し、2011年には企業数、従業員数が全体のそれぞれ0.4%、2.5%まで低下した。一方、株式合作企業の1994年時点の企業数は20万4000社（全体の約1%）、従業員数は800万人（同7.1%）、その後変動はあるものの近年のシェアは高々1%台を推移しており、プレゼンスは微々たるものである。表には掲載していないが、2011年時点で大多数を占めているのは「个体工商户」（2199万4381社）と呼ばれる個人または家族経営企業と「私営企業」（495万4417社）である。

河原（2006: 47-48）はこのような株式合作制企業の停滞について、中国政府が株式合作制を過渡的なものと位置づけているとしたうえで、「①集団企業の地位が低下し株式合作制度普及の意義が薄れたこと、②株式合作制はもともと社会主義との調和の観点から考えられたものであるが、市場経済の進展によってそうした必要は基本的になくなったこと」、「③株式合作制には制度的に種々の矛盾があり、企業の安定した発展に適した制度を確立することができなかった」ことをその要因とした⁸。ただし、同論文は集団所有制企業、个体企業などが新規または改革を経て株式合作制を導入したもののみを分析対象としており、「社区経済改造型」（本稿第3節で扱う「社区（土地）株式合作制」）は除外している（河原 2002: 33）。なお、表1の数値には「社区経済改造型」も含まれている。

ここで注意したいのは、それまで一貫して低下傾向にあった株式合作制企業数が2002年以降少しずつ増加しているという点である。増加分には一部の企業化した社区（土地）株式合作制組織、農産物の共同生産、販売、加工等を行っている農民專業合作經濟組織等が含まれている可能性があるが、詳細は不明である⁹。北京郊外の株式合作社を調査

⁸ 河原（2006）は、時代的な要請から社会主義を体現する「協同組合」という名称がつけられたものの株式合作制を協同組合制を基礎とした制度とみるのは不適切であり、株式合作制の理念を具体化していく過程で株主の経営参画が事実上無視された結果政治と企業との分離や企業の効率的経営という観点からは不十分な制度内容になったと指摘し、（企業改革の手法としては）不安定で過渡的な制度であり『従業員が株主となることを特色とする不完全な株式制』というほかはないもの（河原 2006: 46）との厳しい見方を示している。

⁹ 『中国郷鎮企業年鑑』のタイトルが2007年以降『中国郷鎮企業及農産品加工業年鑑』へと変更されたことは、このような実態を反映している可能性がある。『中国基本単位統計年鑑2012』には、全国および各省別の業種別、企業形態別の各種法人数の統計が掲載されている。同書によれば、2011年の全国で農業を行う法人数は12万841組織（うち企業法人9万4777組織、事業法人727組織、その他2万5337組織）と

した楊（2002）も、株式合作社として登録されている企業のなかに專業合作社が含まれるなど、分類には混乱が生じていることを指摘している。

表 1 郷鎮企業における株式合作企業の位置

	1994	1996	2000	2001	2002	2003	2005	2010	2011
企業数(万企業)									
郷鎮企業	1,867	2,336	2,085	2,116	2,133	2,185	2,250	2,742	2,844
郷村集団企業	164.0	154.9	80.2	66.9	40.1	29.2	17.5	11.6	13.9
株式合作企業	-	-	16.3	15.7	7.9	8.5	11.5	18.9	20.3
郷村株式合作企業	20.4	14.3	8.6	8.2	-	-	-	-	-
株式会社	-	-	-	-	1.7	3.2	3.9	14.1	13.1
有限責任会社	-	-	-	-	15.0	20.3	33.6	65.7	84.4
従業員数(万人)									
郷鎮企業	11,330	13,508	12,820	13,086	13,288	13,573	14,272	15,892.56	16,186
郷村集団企業	5,899	5,953	3,833	3,372	1,786	1,236	685	390	360
株式合作企業	-	-	701	659	365	367	271	255	252
郷村株式合作企業	800	726	519	472	-	-	-	-	-
株式会社	-	-	-	-	143	182	225	360	376
有限責任会社	-	-	-	-	787	1,027	1,356	2,100	2,309

（出所）河原（2006:48）を参考に『中国郷鎮企業年鑑』（各年版）の数値を使って筆者作成。

（注）1）「郷村株式合作企業」は郷村集団企業を株式合作化したもの。1994年から2001年までの郷村集団企業は、郷村株式合作企業を含む。

2）「郷村集団企業」の原語は2000年以前は「郷村集体企業」、それ以降は「集体企業」。以下同様に、「株式合作企業」は「股份合作企業」、「株式会社」は「股份有限公司」、「有限責任会社」は「有限責任公司」。

2.3 地域開発モデルとしての「村」の企業化

近年都市と農村間の経済格差が政策的な課題となっており、農村の地域開発モデルが模索されている。そのようななか、集団所有資産や集団所有制企業を核とした地域開発が各地で実施されている。国内外の研究者によって実地調査に基づく論考が発表されているので、ここでいくつか紹介したい（Hu 2007、鄭・程・阮 2011、Webber 2012、Hou 2013）。

「以廠代村」(Integrating Village with Company: IVWC)モデル (Hu 2007)

この研究では湖北省の福星村（原名：段家村）を例に、1980年代以降の村を単位とした農村開発モデルの多様性についてインフォーマルな制度に注目しつつ分析する。中国では伝統的に集団「村」（行政村、自然村）が開発の単位となっているが、工業化と都市化が進展する過程で様々な開発モデルが登場してきた。例えば、蓄積した集団所有資産を利用した「村」の企業化を行ったもの、都市内部に同郷出身者が飛び地的に「村」を形成したもの、隣接都市への移住、この論文で取り上げている「以廠代村」（村の機

なっており、「その他」部分が「社区（土地）株式合作制」合作社を含む可能性がある。なお、企業形態別の数値では2011年の株式合作企業の総数は7万3159社となっており、表1の数値と一致しない。『中国基本単位統計年鑑』には分類の定義が記載されていないため、社区（土地）株式合作社、農民專業合作經濟組織の所属などについて確認が必要である。

能を企業が代替する)モデル、などである。筆者は1993年から継続的に実施してきた調査結果に基づき、福星村の「以廠代村」モデルを描き出し、評価を行っている。

調査対象村の集団所有制企業である福星科技股份公司の発展過程は、以下の通りである(Hu 2007: 218-224)。1980年代初頭、段家村では廢鉄を利用した手作業による鉄製品製造業が始まり、1980年代後半以降は機械化を進め、鉄鋼の製造・輸出によって発展した。1993年に同企業は所有制改革を実施し、株式会社化した。1999年からは経営の多角化のための新規事業として不動産、バイオ関連事業を開始した。

企業と地域コミュニティの関係については、以下のような経過をたどった(Hu 2007: 224-226)。地域の都市化が進行し地価が上昇したため、企業は用地拡大の際に村の土地を収用することを申し出た。ところが、騒音等の公害への懸念、利益分配などをめぐって村民と企業の対立が発生した。企業代表の提案で企業、村リーダー間で議論した結果、企業内に社区居民委員会に設立し、本来の村民委員会を鎮政府管轄へと移管することとなった。村は企業名の「福星村」と改称し、村と企業は組織上統合された(Hu 2007: 226-229)。村が企業に土地を提供する代償として、企業は村の債務や農業税を肩代わりし、企業利潤のなかから村民に対し二種類の補償金を支払うほか、年金などの福祉サービスを提供した。このような開発モデルを、筆者は *Integrating Village with Company (IVWC)*モデルと命名している。

IVWCモデルのメリットとしては、村民にとっては負債や農民負担の減少、企業による福利厚生サービスの提供やインフラ整備、企業への就業による所得増加などのメリットがもたらされた(Hu 2007: 229-236,255-)。問題点は、企業幹部と比較した行政村リーダーの待遇の低さ、企業に土地を貸した村民小組や一部の村民(企業関係者の血縁など)への過剰な優遇、企業の職員と一般村民や男女差別などが、企業による年金や教育サービスの提供において行われている点である。

事例企業の発展の成功要因は、村を基盤とした伝統的な産業と近代的な企業形態への転換にある(Hu 2007: 236-242)。調査村はもともと明代の江西からの移民村で鉄加工の技術を持っており、伝統的に血族集団、家族単位で加工業を経営してきた。人民公社時代は生産隊(現在の村民小組)単位で産業が継続されており、改革解放後に伝統的な生産単位による生産を再開した。このような長い経験の蓄積から、同地には安い原材料を入手するノウハウ、前方・後方連関産業が存在し、加えて農閑期の豊富な労働力も利用可能であったことが成功の要因であった。

このように、研究対象企業は血縁関係、地縁関係に社会的基盤を置いており、血族関係や顔見知り関係、コミュニティへの忠誠心によって組織内部をコントロールしていた(Hu 2007: 245-253)。そのような意味で、筆者はこの開発モデルがまだ市場が成熟していない段階だからこそ機能している可能性があるとし、過渡的なものと評価している。

「村庄型公司」から「公司型村庄」へ（鄭・程・阮 2011）

本研究は、郷鎮企業の所有制改革によって従来の「村庄型公司」（村営企業）タイプから「公司型村庄」（企業営村）へ転換する現象がみられることに注目し、張家港の永聯村と永鋼集団を例に、このような制度変化の発生した経緯と変化前後の企業経営の「効率性」の変化を検討している。永聯村の組織変化の事例では、村民委員会と企業経営が分離された後、村民委員会が（元）村営企業永鋼集団の一部門（福利厚生担当）となり、企業から割り当てられた資金（「拨付」）で運営されている。

事例の考察から、筆者は以下の3つの結論を導いている。第一に、郷鎮企業改革によって完全な村と企業の分離が行われたわけではない。集体株式保有比率の削減により経営と所有の分離は行われたが、集団の出資金はそのまま企業への貸付金として残され、社会的な暗黙の契約（原語は「社会性合約」）により、土地などの資源は依然として低いコストで村から調達できる。

第二に、組織転換が発生したのは、郷鎮企業の所有制改革によって村と企業内部の権力関係に変化が生じたためである。村が財政収入の大半を企業からの収入に依存するようになり、村と企業の力関係が逆転した。実際組織転換後の永聯村では、村民委員会は経済的な能力から企業内序列の下から二番目に位置づけられている（鄭・程・阮 2011: 37）。

第三に、「公司型村庄」モデルは従来の郷鎮企業や村による経営モデルよりも効率的である。「公司型村庄」モデルのメリットは、市場よりも安いコストで村の資源を調達でき、集体資産の増加、公共事業の実施など住民への福祉サービスを持続的に供給できる点、行政組織である村よりも、企業経営に対する行政系統からの干渉が少ない点、などである。

ただし、このモデルが成立するためには、企業が集体資産に大きく依存しているという前提条件が必要である。また、今後企業リーダーがインフォーマルな村・企業間の利益分配関係を制度化する必要があると筆者は指摘している。

コミュニティ資本主義（Community Capitalism）

欧米の中国研究者によっても、主に資本主義的な経済体制への転換という問題意識のもと、同様の現象が分析されている。ここではHou(2013)とWebber(2012)を紹介したい。まず、Hou(2013)の筆者のHou XiaoshuoはSt. Lawrence University社会学部の准教授である¹⁰。本書は集団所有制企業で成功したことで広く知られる江蘇省華西村、河南省南街村、浙江省上園村を取り上げ、「慣習、権威主義、配当の支払い（folklore, authoritarianism and dividend payments）」で特徴付けられるシステムを詳細に分析している。調査事例に

¹⁰ 『中国実時報』（2013年3月21日付）に本書の紹介記事“Eight Questions: Hou Xiaoshuo on Community Capitalism”がある。

において、村民は株主としてシステムに組み込まれている。村民は集団経済からの利益を重視しているため (Hou 2013: 118-119)、紛争等の問題は発生していない。事例分析を通じて、集団主義を維持するための闘い (struggle to maintain enthusiasm for collectivism) の存在を指摘する。

本書では著名な集団所有制企業の成功事例を取り上げ、その成功要因について community capitalism というキーワードによる解説を行っている。議論は現状の体制が資本主義的なものへと変化するか否かという点に集中しており、残念ながら他の地域への適用可能性については有用なインプリケーションは示されていない。

次に、西欧の研究者による同様のテーマの研究として Department of Resource Management and Geography, University of Melbourne の Webber(2012)がある。同書では江蘇、山東、雲南、湖北、内モンゴ、新疆の7つの農村開発モデルを取り上げている。本書では「資本主義的な生産に従事する」中国の労働者がどのようなシステム (郷鎮企業、村営企業、政府プロジェクト等) のもとで就業しているかに焦点を当てている。それぞれの事例から地域開発の多様性を示した点は興味深い、問題点として地域開発における政府の役割を過小評価している点、結局特徴的なコンセプトを打ち出すには至らず先行研究との関係や独自の理論的な貢献が不明な点、を指摘しておく。

3. 市場化の進展と分配をめぐる制度革新—社区 (土地) 株式合作制—

株式合作制には地域や時期により様々な類型があるが、加藤 (1995: 240) の分類に従えば主要な類型として①郷鎮企業の所有制改革によるもの (企業型)、②土地など集団資産を株式に換算し集団所有資産の公平な分配や土地利用の合理化をはかるもの (社区型)、の2つがある。すでにみたとおり、①が郷鎮企業に占める地位は年々縮小傾向にある (河原 2006: 47-48)。一方、②は改革開放期に外資の流入で急速な発展を遂げた広東省農村などで農地の非農業目的への転用等による莫大な利益の帰属と分配の問題を解決するために考案された制度で (加藤 1995: 234-236)、2000年代以降も農業産業化政策の推進や土地制度の規制緩和といった新しい政策的文脈のなかでさらなる広がりを見せている。本稿では今後普及の余地が大きいと考えられ、かつ先行研究が少ない②社区型を中心に制度の内容、特徴などについて整理する。

3.1 制度導入の背景と発展状況

社区型株式合作制は、1980年代中盤に広東省南海市と順徳市で最初に実施された (史 2000)。時期、地域により様々な類型があり、研究者によっては土地株式合作制 (原語

は「土地股份合作制」、「農地股份合作制」等）と呼んでいる。本稿では同制度をさしあたり「中国農村における集団所有資産から得られる利益分配の公平性の確保と受益者の明確化を主な目的とし、集団構成員が株主となることを特徴とする集団所有資産の管理制度」と定義し、「社区（土地）株式合作制」と表記することとする。なお、筆者の知る限り「社区（土地）株式合作制」にかんする全国規模の統計は公表されておらず、普及状況については地域ごとの政策文書や報道記事などの断片的な資料に頼らざるを得ない。

2000年代以降、「社区（土地）株式合作制」は以下の二つの新しい政策的文脈の中で政策的ツールとして広まりつつある。第一に、2000年代以降各地で行われている農村集団経済（主に行政村）の所有制度改革において、東部沿海地域、大都市周辺地域を中心に株式合作制が積極的に導入されている（「農業部關於加強農村集体資金資産資源管理指導的意見」、農経[2009]4号）。農村集体経済組織（行政村の経済機能部分を指す）に対する所有制度改革の結果、2011年末までに全国2万3200行政村で改革が行われ、全国の行政村の17.1%に相当する1万6600村で完了した。地域別にみると東部地域が全体の82.3%（1万3600村）を占め、改革を完了した行政村のうち75.5%が北京市、江蘇省、浙江省、広東省に集中している（中華人民共和国農業部編 2012: 101）¹¹。李（2008: 6,23）によれば、北京市郊外では2004年から農地使用権の改革が全面的に始まり、最も改革の進んだ豊台区では2007年末までに90%にあたる64行政村で所有権改革が行われ、株式合作制が導入された。

第二に、土地制度の規制緩和により土地の管理方式としても株式合作制は法的根拠を与えられた。2002年8月29日の「中華人民共和国農村土地承包法」、2005年1月19日の「農村土地承包經營權流轉管理弁法」、2008年10月12日の第17回三中全会の決定によって農地使用権取引に関する規制が緩和されたが、そのなかで株式合作制が農地使用権取引の方法の一つとして正式に認められている（何主編 2009: 43-44）。

Po(2008)は、広東省、江蘇省、北京の3地域で実施されている社区（土地）株式合作制の事例から、それぞれのモデルの特徴、さまざまな制度環境の下でボトム・アップ式の制度改革が発生するプロセスを描出する。Po(2008: 1606-1607)によると、（特に欧米の研究者の間で）中国の所有権に関する議論は、ほとんどが国有企業や集団所有制企業の改革に関するものであり、このような制度実験は見落とされているという。地方コーポラティズム論も農村集体内部の緊張（tension）を見落としているとし、農村コミュニティの構成員の最大の関心事は集団所有資産から得られる利潤の再分配の問題であると

¹¹ 行政村の集団所有経済の改革については、実務家、研究者双方によりいくつか研究成果が発表されている。黄（2012）は会計学の枠組に依拠しつつ、集団所有資産の管理に関する具体的な手続き、資産査定方法等、実務者向けの解説を行っている。事例、関連する政策性文書、統計等の情報が豊富で資料としても利用価値がある。方主編（2012）は、上海を中心に北京、湖北、江蘇等の集団経済改革の事例を紹介しているがまとめがないので理解しにくいのが難点である。

する。同論文は代表的なモデルとして広東省の東莞市、江蘇省昆山市、北京市の3モデルの特徴を紹介している。

まず、広東省の東莞モデルは外資系企業による農村の安価な土地需要の増加と村リーダーによる違法転用が契機となって株式合作制が導入された。制度改革は村主導で行われ、集団メンバーへの利益分配が目的であった。市内のほぼ全ての行政村が設立しており、基本的に集団のメンバーが全員加入すること、集団所有制は維持しつつ資産を株式換算するところに特徴がある (Po 2008: 1613)。次に江蘇省の昆山モデルでは、もともと地元政府が農地転用と工業化を推進しており、地元の住民個人が投機目的で参加していた。地方政府も、個人による土地開発を推進しており、他のモデルに比べてより私有制度に近く、参加形態も自由度が高い。第三に、上記2事例に比べて後発の北京モデルがある。従来北京市では村リーダーによる不透明な集体運営が行われており、経営に対する集団メンバーの発言権はほとんどないワンマン経営であった。制度改革の契機は、集団資産経営の失敗と一部の村リーダーによって先進的な企業制度として株式合作制が導入されたことである。改革は行政村主導で行われ、集団メンバーは全員加入が原則である。村民への利益分配の方法は福祉サービスの提供と配当であるが、人数割り部分と在住年数による二種類の配当がある。

このように、株式合作制はそれぞれの地域で抱える問題への対応としてボトム・アップ式に試行錯誤を行い、最終的に政府による追認を経て制度化されている。Po はこれを「社会主義の遺産によって生じた問題を市場的な制度 (株式合作制) によって解決しようとしている」と結論している。

3.2 制度的特徴と効率性・公平性の評価

数はあまり多くないが、近年いくつかの社区 (土地) 股份合作制に関する経済学分野の研究成果が発表されている (銭・曲 2006、銭 2007、張 2009; 2010、張・張 2009、朱・馬・陳 2010、張・郭 2013)。本稿は先行研究に基づき、土地株式合作制の具体的内容、効率性と公平性の評価について紹介したい¹²。

3.2.1 制度の内容と特徴

社区 (土地) 株式合作制の実施方法は地域により様々であるが、基本的な仕組みは銭・曲 (2006: 52) によれば以下のとおりである。まず、株式合作制の実施主体として、農地の所有主体である自然村か行政村単位で社区 (土地) 株式合作社を設立する。そして集団所有地を、集団所有地の価値を一定の基準で評価する方法とコミュニティの人口に

¹² このほか、やや特殊ではあるが客家コミュニティにおける社区合作制について分析した周 (2001) がある。

よる方法の二種類の方法によって株式換算する¹³。株式の分配方法としては集団が所有する集団株（一部の地域では設置せず分配時に集団が利潤の一部を留保する）と、コミュニティ構成員の人数、年齢、戸籍の状況等に応じて分配される個人株とがある。このように集団所有地（の一部）を集約した後、コミュニティ内の農家か外部の請負人に農地経営を委託し、合作社は地代を受け取る。合作社は土地経営から得た利潤から国税、各種費用、債務、前年度の損失分を差し引いた部分を配当として株主に分配する。ここで構成員への福利厚生など非経済的な要素を考慮することも多い。株券の変更や譲渡について統一されたルールは存在せず、多くの地域では株式の相続、売買を認めていない¹⁴。

既に述べたとおり、株式合作制は株式制と協同組合制を組み合わせた概念である。株式合作制の制度的な特徴を把握するため、表2に株式合作制、株式制、協同組合制における所有権設定、株式の流動性、利益配分の方法、意思決定の方法、根拠法を示した。所有権設定は、協同組合制と株式制で株の私有を認めているのに対し、社区（土地）株式合作制では株は配当の根拠になるのみで集団所有となっている。戸籍により株主が集団メンバーに限定されており、株式の流動性についても他の類型に比較して自由度が低い。利益配分は協同組合制と株式制の折衷的な方法を採用しており、労働に応じた利益配分と出資額に応じた利益配分の二種類が並存している。意思決定の方法も、原則としては協同組合制と同じ一人一票だが、一部の組織では一株一票制を導入している。

表2 協同組合制、株式制、株式合作制の比較

	所有権設定	株式の流動性	利益配分	意思決定の方法	根拠法
協同組合制（「合作制」）	合作社の構成員個人による私有	入社、退社は自由。退社時に株を返却可能だが、譲渡はできない。	取引量に応じた配当。	一人一票	中国農業專業合作社法
株式制（「股份制」）	株に応じた所有	自由度が高く、株式の譲渡が可能。	出資額に応じた配当。	一株一票	中国公司法
土地株式合作制（「土地股份合作制」）	持ち株数に応じて決定、ただし株は配当の根拠となるのみで、所有権は集団に帰する。一般的に集団株あり。	株式の返却や譲渡は不可、メンバーシップは閉鎖的	労働に応じた利益配分と出資額に応じた利益配分	原則的に一人一票。ただし、一株一票のケースもあり。	なし（「推進改善通知」）

（出所） 銭（2007）、河原（2006: 44）、楊（2002: 72）を参考に、筆者作成。

また、他の企業形態には明確な法的根拠があるのに対し、株式合作制には明確な法的

¹³ 一般的に集団株（「集体股」）、土地株（「土地股」）、物業株（「物業股」）の三種類の株式を設定する。

¹⁴ 一部の地域では、出稼ぎなどで戸籍を他の地域に移動させた場合、株式は合作社に自動的に回収される旨を定めている。

根拠がない。企業型株式合作制の根拠となる公的文書は、農業部による 1990 年 2 月の「農民株式合作企業暫定規定」、1992 年 12 月の「郷鎮企業株式合作制を推進し改善することに関する通知」（以下「推進改善通知」）である（河原 2006: 35）。社区（土地）株式合作社の法的根拠については、「農村土地承包法」には「農民が自由に自分の農地請負権を出資し協同生産活動に参加してよい」と明確に規定されているが、「農民專業合作社法」には社区（土地）株式合作制に関する条項はなく、社区（土地）株式合作社の登録方法、課税、土地資産の株式換算の方法などの明確な規定は存在しない（胡・唐 2009: 16）。

3.2.2 組織のガバナンス

社区（土地）株式合作制の内部ガバナンス構造については、銭・曲（2006）が制度経済学的解釈を行っている。同論文はコースの企業理論を援用し、組織外部に存在する潜在的な利潤（「外部利潤」）と効率性の観点から株式合作制の成立要因、村民、村リーダー、政府など利害関係者にとっての参加のインセンティブについて説明を試みている。以下、内容の一部を紹介したい。

工業化や都市化を背景として株式合作制の導入が選択される動機として、農業経営の大規模経化による規模の経済性、土地の非農用転用による収益の増加、取引費用の節約、の 3 つを指摘している（銭・曲 2006: 48）。それぞれの利害関係者にとっての社区（土地）株式合作制導入へのインセンティブをまとめたものが表 3 である。

第一に、村民にとっての参加のインセンティブとして、農業経営規模の拡大による農業収入の増加、株式合作社からの配当が受けられること、非農地転用から得られる収益の一部を享受できること、などがある。一部の地域では社区（土地）株式合作制導入時に地域住民が加入することが義務化されており、やむを得ず参加している場合もある。第二に、集団（村リーダー）からみた導入の動機は、収益性の高い土地経営を行うことで財政が確保できる点、村リーダーが上級政府から課されている経済的な目標、例えば住民の収入増加といった目標を達成することが可能となる点、集団所有資産の権利関係を明確にすることができ、出稼ぎなどで人口が移動した場合に権利の調整が容易となる点、がある。第三に、政府にとっての動機は住民への収益分配の透明性を高めることによって土地に関わる抗議行動や紛争を防止することができる点、農村の経済発展という政策的目標を達成することが可能となる点、である。

社区（土地）株式合作制には以上のようなメリットが存在する一方で、銭・曲（2006）は同制度が以下のような制度上の問題点を抱えていると指摘する。まず、村民委員会と社区（土地）株式合作社が同一組織であるため、村リーダーが機会主義的な行動に走りやすい点、組織の目的が営利追求だけでなく福利厚生などへと多元化しやすい点、村民の参加意欲が低下する傾向がある点、血縁主義や縁故主義による構成員間の不平等な

どが原因となり村リーダーと村民の対立が発生しがちな点、がある。次に、現在中国でも広く普及している株式制と比較した場合、多くの株式合作社では協同組合制と同様の意思決定方法（一人一票）を採用しているため、持ち株数と投票権が一致せずインセンティブが損なわれる。また、合作社のメンバーシップが固定的で株式保有の自由度が低い。

このように社区（土地）株式合作制ではルールが不完全であるため効率性の一部が失われるが、地域によってこの制度が発展するかどうかは、上述の外部利潤と効率の損失のバランスによって決まると考えられる。

表3 社区（土地）株式合作制導入のインセンティブ

村民	
①	農業の規模拡大による生産コストの低下と農業収入の増加
②	社会保障サービスの充実
③	農地転用の収益の分配が受けられる
④	全員参加が義務(一部地域)
集団	
①	行政村の財源確保、公共サービスの充実
②	非経済的目標の達成(社会保障など)
③	集団所有資産の明確化
④	村幹部の政治的地位の向上
政府	
①	土地紛争の減少
②	農村発展に関わる政策目標の実現

(出所) 銭・曲 (2006) をもとに筆者整理。

3.2.3 効率性と公平性の定量的評価

社区(土地)株式合作制についての研究は、これまでのところ事例研究が中心である。既に紹介したように、近年いくつか制度経済学のフレームワークによる土地株式合作社に関する経済学的な解釈、制度の評価を試みる研究が行われた。とはいえ、筆者の知る限りでは張笑寒の一連の研究(張 2009; 2010、張・張 2009)、とりわけ張(2010)以外に定量的な実証研究はほとんど行われていない。同研究は、主に制度経済学の枠組みを用いて効率性と公平性の観点から土地株式合作制を評価することを目的としており、事例研究と合わせて農家データを用いて農家の土地株式合作制への参加・非参加の決定要因(第5章、張 2010: 114-153)と入社前後の農家収入への影響(第8章、張 2010: 201-222)を分析している。以下、簡単に内容を紹介したい。

同研究第5章では社区(土地)株式合作制が導入される理由について、外部利潤の存在、取引費用が削減できること、利害関係者の同意が得られること、政府の承認・支持

が得られること、制度を導入した場合の期待収益が期待コストを上回ること、などを挙げる。そのうえで江蘇省の北部、中部、南部地域 8 区県の土地株式合作制モデル地区において土地株式合作制の加入農家（205 戸）と非加入農家（117 戸）の合計 335 戸に対し行ったアンケート調査結果を用いて、農家が土地株式合作社への加入を決定するか否かを、農家の特性（戸主の教育程度、非農業収入の比重、総収入等）、土地の特徴（農地請負面積、生産性、耕作放棄の有無、交通条件）、所属する村の特性（交通条件、経済水準、村民一人あたり耕地面積、幹部の教育程度）、その他（村民の土地株式合作社への認知度等）を説明変数として Logistic モデルで回帰分析している。

分析の結果、全体としては非農業収入の比重が高い農家、所属する村の幹部の教育水準が高い農家ほど、加入する傾向が強いことが示された。前者は収入のほとんどを非農業就業に依存していること、後者は村リーダーの経営能力に対する村民の信頼性が高いことが要因と解釈できる¹⁵。

第 8 章では、社区（土地）株式合作制の導入がパレート改善をもたらしたかどうか、制度導入前後の農家収入の変化から評価を試みている。調査データは江蘇省南部で実施した 5 県区 6 ヶ村 175 戸（うち 118 戸が加入農家、57 戸は未加入農家）に対して実施したアンケート調査結果で、調査地では 2002 年頃から本格的な土地株式合作制の導入が始まったため、2001 年を導入前、2006 年を導入後の評価の基準年として調査を行っている。

まず記述統計から、加入農家のほうが非加入農家よりも期間内の一人当たり農業純収入は減少するものの非農業収入がより多く増加し、結果として総収入は加入農家のほうがより多く増加したことが判明した。これは加入農家が農地経営を土地株式合作社に委託することにより、非農業就業に多くの時間を割くことができるようになったことによる。次に、社区（土地）株式合作制導入の効果を推計するため、農家を加入・非加入農家の二つのグループに分け、両者の収入の変化に有意な差があるかどうかを「差の差の検定法（Difference-in-differences estimation, 通称 DID）」を用いて検定した。分析の結果は上述の記述統計とほぼ同様で、（それほど明確でないながら）社区（土地）株式合作社への加入は農家の一人当たり総収入、非農業収入を増加させること、農業収入への影響は小さいことが明らかとなった。

以上のように、張（2010）は社区（土地）株式合作制の効果について農家データを用いて実証的に分析を行った点で貴重な論考である。ただし、筆者は以下の点を今後の課

¹⁵ 本調査は経済水準の高い南部、低い北部、中間的な中部地域からサンプルを採っているため、地域ごとに加入に影響を与える要素の比較も行っている。南部では、農家の非農業収入の比重、村幹部の教育水準、鎮政府からの村の距離、が最も強い影響力を有していた。南部は省内で土地株式合作制が最も普及している地域である。次に近年急速に都市化が進んでいる中部では、上記の要素以外に農家の総収入が 3 地域中最も強く影響していた。これは、中部地域はため、非農業収入の増加に起因する総収入の増加により家計中の農業の重要性が低下し、農地を株式合作社に委託したいという傾向が強まっていると考えられる。最も貧しい北部では、農地の家からの距離、耕作放棄の経験の有無が大きな要因であった。

題として指摘したい。まず、張（2010）は冒頭で制度の効率性と公平性の両面を議論するという興味深い問題提起をしながら、実証分析の部分では議論が農家の増収効果という効率性の分析に集中してしまい、公平性に関する議論が手薄になっている。第二に、前半で中国独特の社区（土地）株式合作制の特徴について歴史的な背景も含めて論じているが、後半の実証分析の部分では一般的な農業組織への加入条件と同様の枠組みで分析しており、社区株式合作制という制度の特徴が十分考慮されていないように感じられる。その結果、農家所得の向上のために非農業就業を促進すべきであるというやや平凡な結論を導いている。社区（土地）株式合作制導入の効果については、農家の加入条件や所得への影響のみならず、経営方式の変化による集団所有地の生産性の変化、それにより増加した利益のメンバー間の分配方法とその決定過程といった視点も加味し、総合的に評価するべきである。

4. おわりに

本稿では、中国独特の農村の集団所有制下における集団所有資産の管理制度について、効率性と利益分配の公平性という二点に着目しつつ国内外の先行文献レビューを行った。以下、本稿の内容を整理しまとめたい。

第2節では、集団所有資産管理の効率性を高める制度として、改革開放期の郷鎮（集団所有制）企業と所有制改革に関する議論を取り上げた。まず、郷鎮企業の経営の効率性を高めた要因として、組織内部のガバナンスの仕組みに関する文献紹介を行った。郷鎮企業は、一般の所有理論では効率的であるとされる私有制でないにも関わらず、地域コミュニティと一体化した組織であったため、利益集団のメンバーシップが明確で、労働者の監視や生産資材調達など様々な取引コストを削減することが可能であり、また村リーダーや村民といった各主体が高い参加のインセンティブを持っていた結果、人々の協調行動を引き出すことが可能となった。ところが、1990年代以降市場環境や政策環境の変化により郷鎮企業の成長は鈍化し、近代的な企業への転換を図るべく所有制改革が実施された。本稿でも統計から確認したとおり、大部分の郷鎮企業は私営企業へと転換し、郷鎮企業における集団所有制企業のプレゼンスは低下した。

第3節では、集団所有資産からの利益分配を目的として導入され、近年農業産業化政策の推進や土地制度の規制緩和といった新しい政策的文脈のなかで広がりを見せる社区（土地）株式合作制に関する先行文献レビューを行い、その制度的特徴、効率性と公平性に関する論点整理を行った。まず、社区（土地）株式合作制導入の経緯、制度の内容、制度的特徴を解説した。次に、制度経済学の枠組みに沿って社区（土地）株式合作制導入の契機を、地価の上昇や経済機会の増加など集団外部の潜在的な利潤の存在や集

団内の関係主体間のインセンティブの構造から解釈した先行文献を紹介した。

最後に同制度の効率性、利益分配の公平性に関する数少ない実証研究を紹介した。紹介した文献では社区（土地）株式合作制への農家の参加・不参加の決定要因、参加による所得の向上効果を分析しているが、先行文献に対し筆者は以下の問題点を指摘した。まず、分析に当たって一般的な分析モデルを採用しているため、モデルの設計の際に社区（土地）株式合作制の実態面を踏まえたものに工夫する余地がある。次に、制度導入の効果については農家所得の向上のみではなく、より広い観点から総合的に評価すべきである。制度の評価のポイントとしては、経営方式の変化による集団所有地の生産性の変化、利益の増加分の分配方法とその決定過程などを考慮することが可能である。今後は同制度に関する着実な実証研究が積み重ねられていくことを期待したい。

[参考文献]

<日本語>

- 梶谷懐 (2009) 「中国の予算外財政資金と地域間経済格差」『中国 21』、No.30、59-76 ページ。
- 河原昌一郎 (2006) 「中国郷鎮企業の株式合作制に関する制度的考察」『農林水産政策研究』第 11 号、29-52 ページ。
- 韓朝華 (2002) 「郷鎮企業の民営化-競争圧力下の制度転換-」(今井健一編『中国の公企業民営化-経済改革の最終課題-』トピックレポート No.47、アジア経済研究所、43-73 ページ)。
- 巖善平 (2002) 『農民国家の課題』〔シリーズ現代中国 2〕名古屋大学出版会。
- 周小薇 (2001) 『中国における社区型股合作制の成立と展開』筑波書房。
- 加藤弘之 (1995) 「中国の農村市場化をどのように捉えるか」(加藤弘之編『中国の農村発展と市場化』名古屋大学出版会、2-26 ページ)。
- 符衛民 (2006) 「中国の土地所有制度」『千葉大学社会文化科学研究』(12), pp.99-108。
- 任哲 (2013) 『『烏坎事件』からみる中国の基層政治』『アジ研ワールド・トレンド』No.210、56-64 ページ。
- 山田七絵 (2012) 「中国農村における組織化メカニズム」(重富真一・岡本郁子編『アジア農村における地域社会の組織形成メカニズム』アジア経済研究所、2011 年度調査研究報告書)。
- (2013) 「中国の『村』を理解する-共有資源管理を手掛かりに-」〔特集：アジア農村における住民組織のつくりかた〕『アジ研ワールド・トレンド』No.217、2013 年、20-24 ページ。
- 楊東群 (2002) 「中国における農村株式合作企業の展開：北京市と吉林省都市近郊部の事例を中心に」『農業経済論集』53 卷 1 号、71-81 ページ。

<英語>

- Hou, Xiaoshuo (2013), "Community Capitalism in China: The State, the Market, and Collectivism" New York: Cambridge University Press.
- Hu, Biliang (2007), "The institution if integrating village with company (IVWC) and rural community development" in Hu Biliang, *Informal Institution and Rural Development in China*, London; New York: Routledge, pp.216-259.
- Oi, Jean (1992), "Fiscal Reform and the Economic Foundations of Local State Corporatism in China" *World Politics*, No.45, pp.99-126.

- Pei, Xiaolin (1998), "Township-Village Enterprises, Local Governments, and Rural Communities" in Vermeer, Eduard B., Frank N. Pieke, and Woei Lien Chong. eds., *Cooperative and Collective in China's Rural Development: between State and Private Interests (Socialism and Social Movements)*, New York: M.E. Sharpe, pp.110-135.
- Po, Lanchih (2008), "Redefining rural collectives in China: land conversion and the emergence of rural shareholding co-operatives" *Urban Studies*, No.45, Vol. 8, pp. 1603-1623.
- Revallion, Martin and Dominique van de Walle (2008), *Land in Transition: Reform and Poverty in Rural Vietnam*, Washington, DC : World Bank and Palgrave Macmillan.
- Webber, Michael (2012), *Making Capitalism in Rural China*, Cheltenham; Northampton: Edward Elgar Pub.
- Wade, Robert (1987), "The management of common property resources: collective action as an alternative to privatization or state regulation" *Cambridge Journal of Economics*, 11, pp.95-106.
- Weitzman, M. and C. Xu (1994), "Chinese Township Village Enterprises as Vaguely Defined Cooperatives," *Journal of Comparative Economics*, No.18, pp.121-145.

< 中国語 >

- 方志權主編 (2012) 『農村集体經濟組織產權制度改革案例精選』上海 上海財經出版社。
- 国家統計局普查中心編 (2012) 『中国基本單位統計年鑑 2012』北京 中国統計出版社。
- 何秀榮主編 (2009) 『中国農村政策要覽』北京 高等教育出版社。
- 胡建・唐启光 (2009) 「我国農地股份合作制的法律問題探析」『盐城師範學院學報 (人文社会科学)』第 29 卷第 5 期、17-20 頁。
- 黃中廷 (2012) 『新型農村集体經濟組織設立与經營管理』北京 中国發展出版社。
- 李俊英 (2008) 『北京郊区村級集体經濟制度創新研究』北京 中国農業科學技術出版社。
- 錢忠好 (2007) 「外部利潤、效率損失与農地股份合作制制度創新」『江海學刊』第 1 期、88-92 頁。
- 錢忠好・曲福田 (2006) 「農地股份合作制的制度經濟解析」『管理世界』08 期、47-55 頁。
- 史金善 (2000) 「社区型土地股份合作制:回顧与展望」『中国農村經濟』01 期、63-66 頁。
- 張笑寒 (2009) 「論農村土地股份合作制的制度供求与生成動因」『湖南社会科学』05 期、110-113 頁。
- (2010) 『農村土地股份合作制的制度解析与實証研究』上海 上海世紀出版集團。
- ・張瑛 (2009) 「效率与公平視角下的農村土地股份合作制績效分析」『農村經濟』01 期、20-23 頁。
- 張雲華・郭铖 (2013) 「農業經營体制創新的江蘇個案：土地合作与生產專業承包」『公共管理』第 2 期、總第 228 期、151-158 頁。

- 鄭風田・程郁・阮榮平（2011）「從『村庄型公司』到『公司型村庄』：后鄉鎮企業時代的村企邊界及效率分析」『中国農村觀察』06期、31-45頁。
- 中国鄉鎮企業年鑑編輯委員會編（各年版）『中国鄉鎮企業年鑑』北京：中国農業出版社（2007年以降のタイトルは『中国鄉鎮企業及農産品加工業年鑑』）。
- 中華人民共和國農業部編（2012）『2012中国農業發展報告』北京 中国農業出版社。
- 朱新華・馬璐璐・陳利根（2010）「土地股份合作制效率的經濟学分析-基于国家、産權和契約的視角」『中国土地科学』06期、40-44頁。